

組 合 公 報

平成 2 7 年 2 月 2 6 日
富山市下野 9 9 5 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

目 次

公告第 1 9 号	平成 2 6 年度第 1 次変更事業計画及び予算について	2
公告第 2 0 号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について	3
公告第 2 1 号	平成 2 7 年度事業計画及び予算について	1 0

○ 公告第19号

平成26年度第1次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成26年度第1次変更事業計画及び予算については、平成27年2月23日開催の第148回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成27年2月26日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。

○ 公告第 20 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、平成 27 年 2 月 23 日開催の第 148 回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第 5 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

平成 27 年 2 月 26 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

第1条 富山県市町村職員共済組合定款（昭和37年定款第1号）の一部を次のように変更する。

第45条中「平成26年度」を「平成27年度」に、「2,005円」を「2,030円」に改める。

第2条 富山県市町村職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第44条中「長期経理」を「厚生年金保険経理、退職等年金経理」に改める。

附則第13項の次に次の1項を加える。

14 組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、附則第12項中「及び財形経理」とあるのは「、経過的長期経理及び財形経理」として同項の規定を適用する。

附 則

この変更は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表（第1条関係）

（傍線部分は、変更を示す）

変 更 前	変 更 後	備 考
第1条 ～ 第44条 （略） （資金の繰入れ） 第45条 <u>平成26年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>2,005円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 （略）	第1条 ～ 第44条 （略） （資金の繰入れ） 第45条 <u>平成27年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>2,030円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 （略）	平成27年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たりの事務費単価を変更するもの。 （前年度比+25円）

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表（第2条関係）

（傍線部分は、変更を示す）

変 更 前	変 更 後	備 考
第1条 ～ 第43条の2 （略） 第9章 財 務 （経理単位） 第44条 組合の経理単位は、短期経理、<u>長期経理</u>、<u>預託金管理経理</u>、業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理とする。 第45条 ～ 第50条 （略） 附 則 1 ～13 （略） <u>（新 設）</u>	第1条 ～ 第43条の2 （略） 第9章 財 務 （経理単位） 第44条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、<u>預託金管理経理</u>、業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理とする。 第45条 ～ 第50条 （略） 附 則 1 ～13 （略） 14 <u>組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、附則第12項中「及び財形経理」とあるのは「、経過的長期経理及び財形経理」として同項の規定を適用する。</u>	平成27年10月の被用者年金一元化及び年金払い退職給付制度の創設に伴い、本年10月以降においては長期経理の規定を削除し、新たに「厚生年金保険経理」「退職等年金経理」を設けるもの。 当分の間、平成27年9月までに決定した公務障害・公務遺族年金等の給付に係る構成市町村等からの負担金を収納し、市町村連合会に払い込むために。新たに「経過的長期経理」を設けるもの。

理 由 書

本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、平成27年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げる必要があること。

平成27年10月の被用者年金一元化及び年金払い退職給付制度の創設に伴い、長期経理の規定を削除し、新たに「厚生年金保険経理」「退職等年金経理」「経過的長期経理」の3経理を設ける必要があること。

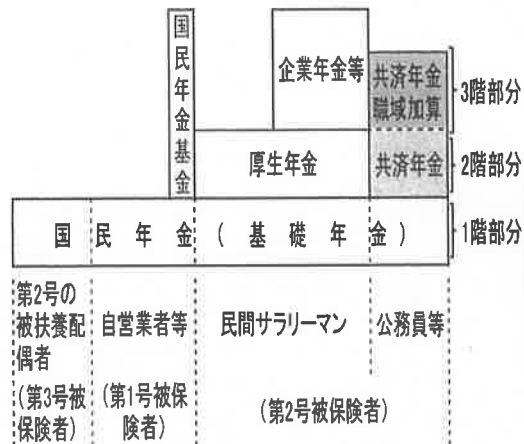
以上の理由から定款の一部を変更するもの。

定款の一部を変更する定款要綱

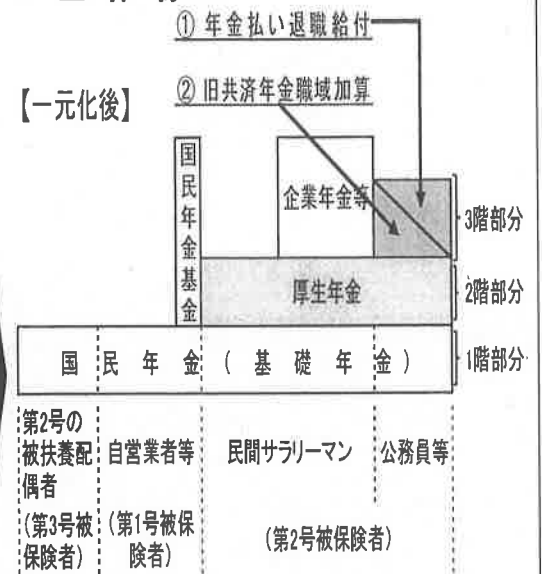
項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、平成 27 年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げる必要があるため変更を行うもの。 (2) 平成 27 年 10 月の被用者年金一元化及び年金払い退職給付制度の創設に伴い、長期経理の規定を削除し、新たに「厚生年金保険経理」「退職等年金経理」「経過的長期経理」の 3 経理を設ける必要があるため変更を行うもの。
2 内 容	(1) 富山県市町村職員共済組合定款の一部変更（第 1 条関係） ・平成 27 年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引上げ関係（定款第 45 条関係） 本組合が、地方公務員等共済組合法施行規程第 7 条第 1 項の規定により定款で定めることとされている短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を次のとおり引き上げるもの。 【現行】2,005 円 → 【変更後】2,030 円（+25 円） (2) 富山県市町村職員共済組合定款の一部変更（第 2 条関係） ・経理単位の追加等関係（定款第 44 条、制定附則第 14 項） 被用者年金の一元化に伴い共済年金の 2 階部分が厚生年金に統一されること。 また、一元化に伴い、共済年金の 3 階部分（職域部分）は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されること及び年金給付に係る経理を明確に区分する必要があること。 このため、これまでの共済年金に関する長期経理の規定を削除し、平成 27 年 10 月から新たに次の 3 つの経理を設ける必要がある。 ①「厚生年金保険経理」…厚生年金保険に係る保険料及び構成市町村等からの負担金を収納し、連合会に払い込むための経理 ②「退職等年金経理」…新たに創設される「年金払い退職給付」に係る掛金及び構成市町村等からの負担金を収納し、連合会に払い込むための経理 ③「経過的長期経理」…平成 27 年 9 月までに決定した公務障害・公務遺族年金等に係る構成市町村等からの負担金を収納し、連合会に払い込むための経理

＜ 公 的 年 金 制 度 の 全 体 像 ＞

【現行】



【一元化後】



3 施行 期 日

- (1) 短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引上げに関する規定は、平成27年4月1日から施行する。
- (2) 経理単位の追加等に関する規定は、平成27年10月1日から施行する。

○ 公告第 2 1 号

平成 2 7 年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成 2 7 年度事業計画及び予算については、平成 2 7 年 2 月 2 3 日開催の第 1 4 8 回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第 4 6 条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。